





宇都宮

UTSUNOMIYA







コンベンション開催支援のご案内

MEETING, INCENTIVE TRAVEL, CONVENTION, EXHIBITION / EVENT

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ライトキューブ宇都宮は
県内の再生可能エネルギーで稼働

2022 年 11 月

ライトキューブ宇都宮　OPEN!!



■ コンベンション開催支援補助金

★宇都宮市で開催するコンベンションを支援します。

補助対象コンベンション	
学　　会	学者によって構成され，学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための会議，集会，セミナー，その他これに準ずるもの
大会・会議	団体，組合等の構成員，専門家等が特定の課題に対して意見の発表及び討論又は主張の公表等を行う集会，総会，その他これに準ずるもの
企業ミーティング	企業がその企業やグループ企業の社員等を対象として行う各種会議，研修会，セミナー，式典等の集会，その他これに準ずるもの
展示会・見本市	同一又は関連する産業分野の業界団体が行う顧客開拓を目的とした製品展示会，企業間の商取引を目的とした産業見本市，その他これに準ずるもの

①国内コンベンション　［補助上限額］　最大 300 万円

＜交付要件＞

- ■ 会期が２日以上で参加者相当数が宇都宮市内に宿泊するもの
- ■ 県外参加者が５０名以上
- ■ コンベンションの開催に要する対象経費の３分の１以内
 （国や県，宇都宮市の補助金を併用する場合は，対象経費からその額を差し引いた額の３分の１以内を限度とします。）

＜算出方法＞

県外参加者数×２，０００円

②国際コンベンション　［補助上限額］　最大 500 万円

＜交付要件＞

- ■ 会期が２日以上で参加者相当数が宇都宮市内に宿泊するもの
- ■ 国外及び県外参加者が５０名以上
- ■ コンベンションの開催に要する対象経費の３分の１以内
 （国や県，宇都宮市の補助金を併用する場合は，対象経費からその額を差し引いた額の３分の１以内を限度とします。）

＜算出方法＞

国外参加者数×５，０００円，県外参加者数×２，０００円

★対象経費　※詳細は交付要綱をご確認ください。

○ 会　場　費	○ 旅　　費	○ 委　託　料
○ 印刷製本費	○ 謝　　金	○ 諸　経　費
○ 広告宣伝費	○ 通信運搬費	

■ オプション制度

③シャトルバス運行補助金　［補助上限額］　最大 30 万円

＜内容＞
・ 会場間における参加者を輸送するためのバス運行に要する経費の一部を補助

＜交付要件＞
■ 宇都宮市内の２会場以上で開催されるコンベンションであるもの
拡充　コンベンション会場に加え、懇親会会場や駅・空港・宿泊施設間も適用となります。
■ 宇都宮市内のバス会社等を利用
■ シャトルバスの運行に要する対象経費の２分の１以内

④エクスカーション補助金　［補助上限額］　最大 20 万円

＜内容＞
・ 主催者による企画であり，あらかじめ参加者に周知され，コンベンション開催に伴い実施される文化，社会，自然，歴史，産業に関する観光や視察等に要する経費の一部を補助

＜交付要件＞
■ コンベンションの前後又は開催期間中に行うもの
拡充　宇都宮市外で開催されるコンベンションのエクスカーション（市内施設１ヶ所含む）は単独でも補助対象となります。
■拡充　宇都宮市内の１か所以上の観光施設等を訪問し，観光又は視察、体験を行うもの
■ スケジュールが概ね半日以上の行程　■拡充　エクスカーションの参加者数が３０名以上
■ エクスカーションの開催に要する対象経費の２分の１以内

⑤新型コロナウイルス感染防止対策補助金　［補助上限額］　最大 5 万円

＜内容＞
・ コンベンション開催時の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費の一部を補助

＜交付要件＞
■ コンベンションの開催に関連してコロナ対策を実施するもの
■ 新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費の２分の１以内

新設 ⑥ケータリング支援補助金　［補助上限額］　最大 20 万円

＜内容＞
・ コンベンション開催に伴い，ケータリングを利用して開催される懇親会で，宇都宮観光コンベンション協会が指定する飲食の提供を行うアトラクションを実施する場合に，ケータリング利用費，アトラクション利用費の一部を補助

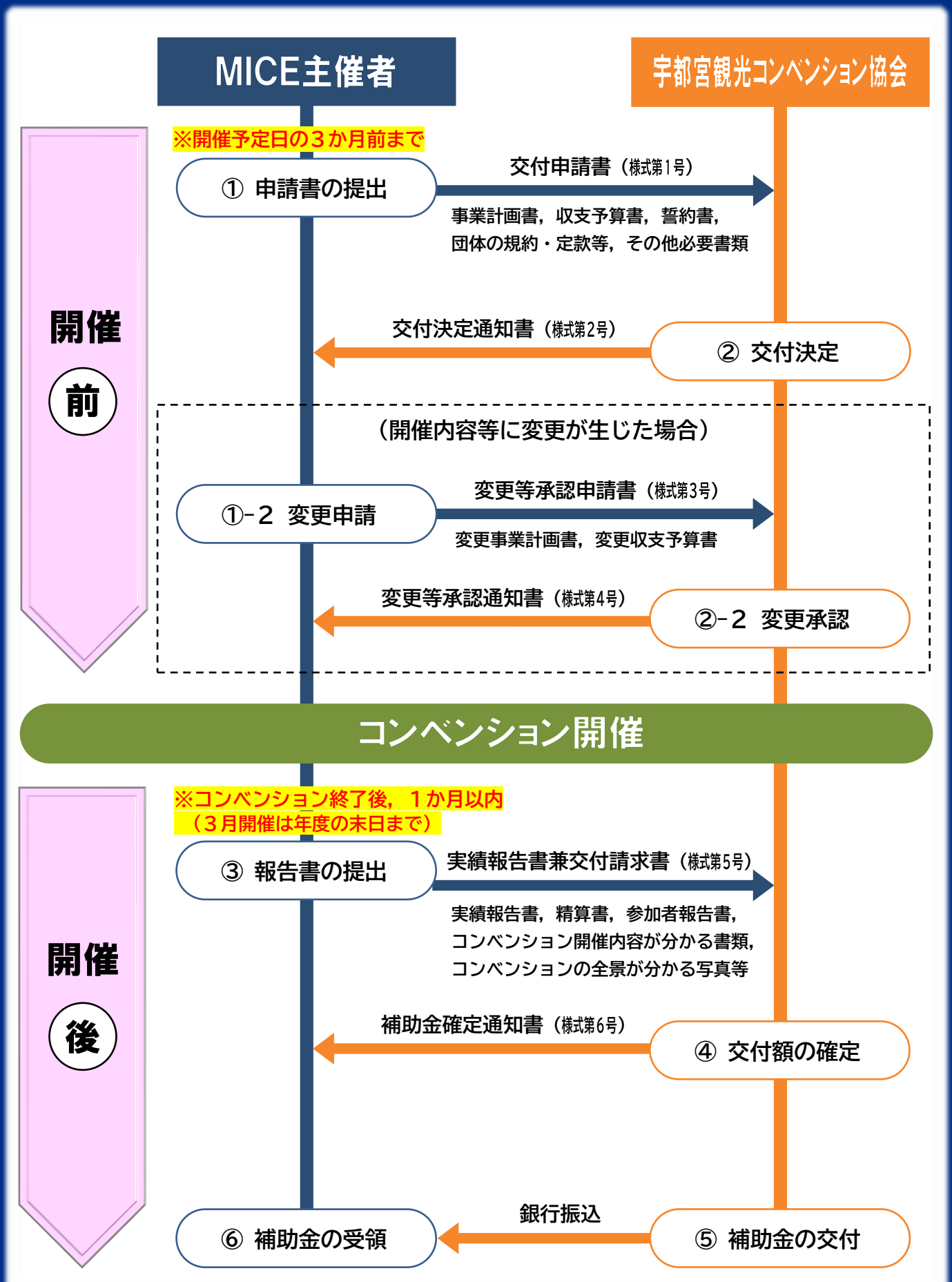
＜交付要件＞
■ コンベンションの前後又は開催期間中に行うもの
■ 宇都宮観光コンベンション協会が指定する飲食の提供を行うアトラクション（餃子の実演提供・カクテルの実演提供・専用のコーナーを設けた地酒の提供）
■ 料理代や人件費などケータリングの利用に係る経費及びアトラクション利用費
■ ケータリング，アトラクション経費の２分の１以内

★下記のものは補助対象外です。　※詳細は交付要綱をご確認ください。

○ 興行及び営利を目的とするもの（販売会，コンサート，演劇，スポーツ大会など）　○ 国又は地方公共団体が主催するもの
○ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの　○ 同一年度内において2回目以降の申請となるもの
○ 暴力団，暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与するもの　○ その他公序良俗に反する等，適当でないと認められるもの

～ 補助金申請から交付までの流れ ～

※補助金の交付を受けるためには，事前に交付申請が必要となりますので，
早めにご相談ください。



■ コンベンション開催サポート

（一社）宇都宮観光コンベンション協会では，宇都宮市内で開催されるＭＩＣＥに対し，公的機関ならではの安心サポートにより，主催者の皆様を全力でバックアップします。

参加者歓迎サポート
（歓迎サイネージ・ビラの掲出など）

■「歓迎サイネージ」や「ビラ」を駅や宿泊施設，観光案内所等で掲出し，お出迎えするほか，宇都宮らしいバナースクリーンも貸出します。



アトラクションの紹介

■懇親会やレセプションパーティー等での「ジャズライブ」や「ウエルカムカクテル」,「餃子」の提供など各種アトラクションをご紹介します。



お土産品販売コーナーの設置

■宇都宮といったら「餃子」!! その他にも地元の銘菓やお酒など，ご要望に応じた土産品をご用コンベンションの充実度ＵＰに貢献します。



㊟ 会場により実施できない場合もあります。

コングレスバッグ 観光パンフレットの提供

■オリジナルのコングレスバック（有・無償）や観光パンフレット，多言語 MAP(英語・中国語)など，参加人数分をご用意します。
（不織布バックは 1 袋 200 円）
コンベンションバックは無償



不織布バック　ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝﾊﾞｯｸﾞ　観光ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ

上記サポートのほか，事前視察の受入，会場・宿泊施設のプランニングなど，準備段階からのサポートも行っていますので，お気軽にお問い合わせください。



詳しい内容 お手続きは ココから！
宇都宮観光コンベンション協会ＨＰ

申し込みの流れ

申し込み
実施予定日の30日前まで

→

確認 ・ 調整
① 申込内容の確認
② サポート内容の調整

→

実施
※ サポート内容はエージェントの有無や会場によって異なります

～ コンベンション開催支援補助金に関する ～
よくあるご質問（Q＆A）

質問１：「会期」はどのように考えればよいか。（要綱第４条第１項第２号）

回答　：　「会期」については，主催者があらかじめ計画した行程（プログラム等）において連続する２日間以上（２日目以降も会議等を開催すること）の催事となります。

質問２：県外及び国外参加者の範囲はどのように考えればよいか。（要綱第４条第１項第３号・４号）

回答　：　参加者の範囲については，主催者があらかじめ名簿（招待者，出席者）で証明できるコンベンション関係者となります。

その場合，国内コンベンションにおいては，県外参加者が５０名以上，国際コンベンションにおいては，県外と国外の参加者を合わせて５０名以上である必要があります。

そのため，会期中の参加人数が規定に満たなかった場合には補助対象外となります。

質問３：「国外参加者」の対象はどのように考えればよいか。（要綱第４条第１項第３号）

回答　：　「国外参加者」については，国籍を問わず日本国外に居住する者となります。
そのため，留学生などの「国内在留外国人」は「国外参加者」として認められませんが，
海外在住の日本人は「国外参加者」の対象となります。

質問４：参加費を徴収するコンベンションは補助対象となるか。（要綱第４条第２項第１号）

回答　：下記の事業に該当しない場合は補助対象となります。

＜補助対象外の事業＞（要綱第４条第２項＞

- 興行及び営利を目的とするもの
- 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- 国又は地方公共団体が主催するもの
- 同一年度内において２回目以降の申請となるもの
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与するもの
- その他公序良俗に反する等，会長が適当でないと認めるもの

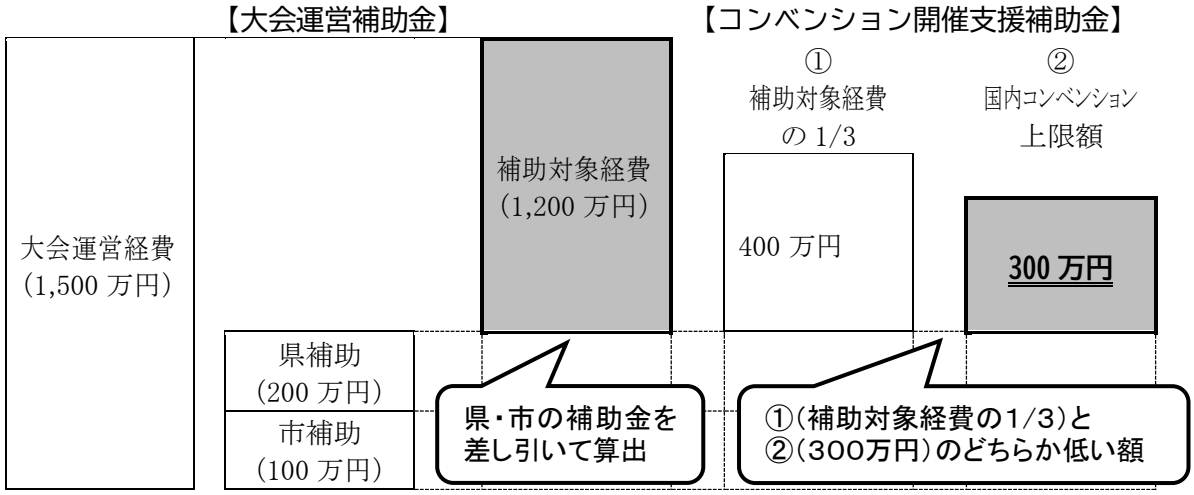
質問５：興行及び営利を目的としたものとは，具体的にどのようなものか。（要綱第４条第２項第１号）

回答　：　販売会やコンサート，演劇のほか，不特定多数の者が参集するイベントやスポーツ大会，コンクールなどの競技や発表を主としたものとなります。

質問６：国，県，市から他の補助を受ける場合，補助金額はどうなるか。（要綱第６条第１項）

回答　：　国，県，市から他の補助を受ける場合は，その額を「補助対象経費」から差し引いた額の３分の１又は要綱第６条第１項の表に定める額のどちらか低い額が交付額となります。

○例示：県から２００万円，市から１００万円の「大会運営補助金」が交付される予定の国内コンベンション（大会運営に係る経費が１，５００万円）の場合

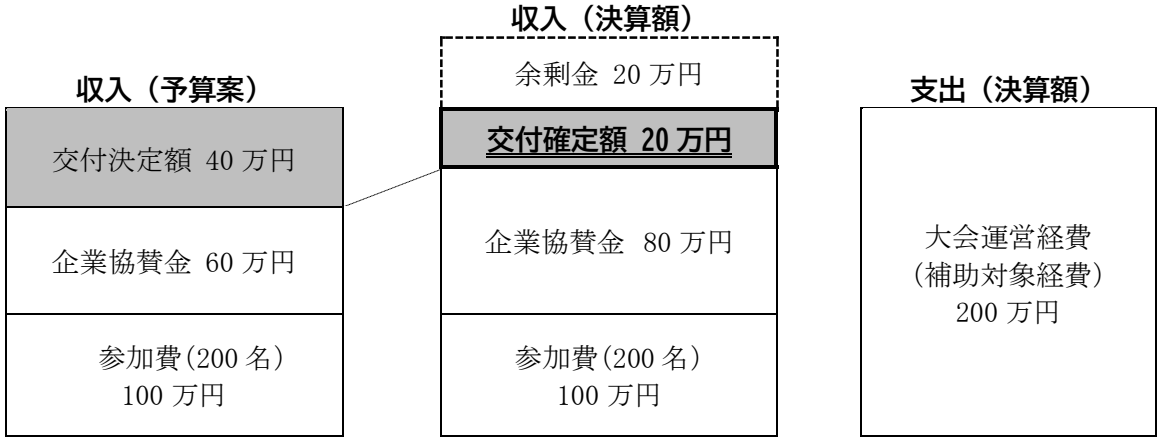


【コンベンション開催支援補助金】⇒ ①，②のどちらか低い額を補助

①補助対象経費(1,200 万円)の 1/3＝400 万円　＞　②国内コンベンションの上限額＝**300 万円**

質問７：収支決算で収入が支出を上回った場合，補助金額はどうなるのか。（要綱第６条第３項）

回答　：　収支が一致する額が交付額の上限となります。
例えば，４０万円の交付決定がなされていた場合でも，収支決算で２０万円の余剰金（黒字）が生じた際には，交付額は２０万円となります。



【交付決定額】県外参加者 200 名×2,000 円＝40 万円　＜　補助対象経費 200 万円の 1/3＝66.6 万円

【交付確定額】交付決定額 40 万円－余剰金(黒字)20 万円＝**20 万円**

質問８：旅行会社等が代理申請することはできるか。

回答　：　委任状を提出することで代理申請は可能ですが，補助金の振込先は主催者宛となります。

東北新幹線で
東京から約50分
仙台から約70分
アクセス良好!!

コンベンションの開催は
『宇都宮』で！

食・観光・自然・カルチャーなど，宇都宮は進化の止まらぬ街だからこそ
たくさんの魅力で溢れています。

【お問い合わせ】

UTSUNOMIYA CONVENTION & VISITORS BUREAU
(一社)宇都宮観光コンベンション協会

まずはお気軽にお電話ください
☎ 028-612-3905
8:30～17:15　※土曜・日曜・祝日を除く

〒320-0026
栃木県宇都宮市馬場通り４丁目１番１号うつのみや表参道スクエア２階
Eメール：info@utsunomiya-convention.jp　FAX：028-678―8049